

開国前夜の天皇・朝廷と鷹司政通

佐藤雄介

はじめに

ただいまご紹介にあずかりました、佐藤雄介です。「開国前夜の天皇・朝廷と鷹司政通」というタイトルでお話しさせていただきます。タイトル通りの話として、ペリー来航前の天皇・朝廷、あるいは天皇・朝廷と江戸幕府との関係（＝朝幕関係）がどのようなものであったのか、ということを近世後期・幕末の朝廷で権勢を振るった公家である鷹司政通の存在も考慮に入れながら、お話ししていきます。

江戸時代の天皇・朝廷ですが、戦後、まったくの無権力・無力な存在という評価がしばしばなされてきました。その後、いわゆる家永教科書裁判や昭和天皇の病没などを契機に研究が飛躍的に進みまして、いまは近世国家・社会の中で、必要不可欠な役割を担う存在であったことが明らかになっております。具体的には、宗教面だとか、征夷大將軍の任命、改元などにおいて、一定の役割を果たして

いたことが究明されています。とはいっても、征夷大將軍の任命などは非常に形式的なものでして、たとえば、徳川家の誰を次の將軍にするのかといったことを、天皇が決定できたわけではありません。しかし、限定的であるにせよ、その役割は無くてはならないものでして、そのような意味で、天皇・朝廷は、近世国家・社会の中で、一定程度、必要不可欠な役割を担っていたことが明らかになっております。

さて、その一方で、幕末の条約勅許問題を契機に、天皇・朝廷が政治的浮上を遂げるということがよく知られております。近年、その前提として、光格天皇（上皇）期（以下、「光格期」とします）に天皇・朝廷権威の上昇があったという議論がなされています。

この光格天皇がどのような天皇なのかといいますと、江戸時代最後の天皇である孝明天皇の祖父にあたります。光格天皇は、安永八（一七七九）年に踐祚しますが、じつは閑院宮典仁親王の子ともです。光格天皇のその後桃園天皇が安永八年に急死してしまい、しかも後

桃園天皇には、一歳未満の女子しか子どもがおりませんでした。そこで、親王家の子どもを養子に迎えて、あらたな天皇にするという話しになりました。結局、閑院宮典仁親王の子どもである祐宮に白羽の矢が立ち、あらたな天皇（光格天皇）になりました。文化十四（一八一七）年に讓位して、天保十一（一八四〇）年に没しております。

光格天皇の特徴としては、養子ということもありまして、皇統意識の強い天皇であったことが指摘されております。また、幕府から財政支援を引き出して、さまざま神事や儀礼を復古・再興させたことや、天明八（一七八八）年に御所が焼け落ち、再建が必要になった際、焼亡以前と同じ規模の御所を造営しようとする幕府と粘り強く交渉を行い、より復古的なものを造らせたことなども明らかになっております。さらに、教科書などにも出てくる、朝幕関係の画期のひとつとされる尊号一件を起こした天皇としても有名です。

何にせよ、この光格期に、天皇・朝廷権威が上昇したことが知られていますが、単線的に光格期から幕末期につなげてよいのかどうかに関しては、近年さまざま議論があります。光格期と幕末期をつなぐ研究が必要だという提言が、学界では種々なされています。

そのようなわけで、本講演は、①光格天皇（上皇）と幕府の方で存在感をはなつた将軍（大御所（元将軍）徳川家斉、二人の死後、朝幕関係はどうなったのか、②光格期後半から幕末にかけて関白・太閤として、朝廷で権勢を振るった鷹司政通をいかに捉えるべきか、この二つの視点から、開国前夜の天皇・朝廷について考えていこうというものです。

一 大御所時代の天皇・朝廷

まず、大御所時代の概要に関して、お話いたします。大御所時代は、だいたい一八一〇年代後半から大御所徳川家斉が死去した天保十二（一八四一）年頃までを指します。光格上皇が死去したのも天保十一年とほぼ同時期で、大御所時代は、家斉と光格天皇（上皇）という存在感のある将軍（大御所）・天皇（上皇）が、幕府・朝廷に君臨した時代です。

大御所時代の幕政

まず、種々の先行研究によって明らかになっている大御所時代の幕政の特色ですが、家斉や大奥が奢侈な生活をしていたこと、家斉には子どもが多数（五十人以上）いたことなどがよく知られております。家斉は、子どもの多さのあまり、「北海の鱈のごとし」などと評されたような人物でもあります。子どもが多いと後継者不足には陥らないのですが、その一方で、将軍になれなかった多くの男子、それから女子の処遇をいかにするのかという問題が起きます。実際にどうしたかといえますと、男子は大名家などへ養子に行き、女子も大名家などに興入れしております。著名な東大の赤門は、家斉の娘の溶姫が加賀藩に興入れした際に建てられたものです。

このようにして縁戚関係になった大名に対して、家斉（幕府）はさまざま便宜・特別待遇を与えました。具体的には、縁戚大名の家格を上昇させたり、拝借金を特別に貸与したり、領知加増を行ったりしました。

これらの結果、どのような事態が生じたかといえますと、ひとつは幕府財政の支出増大が起きました。もうひとつは、家斉が縁戚大名を厚遇したため、それ以外の大名が不満を持つようになったといわれています。このような状況に対して、藤田覚氏は、大御所期に「不公平な幕政」が行われ、「幕藩関係の亀裂」(藤田二〇〇三)が生じたと論じております。

さて、上記のような支出増大による財政悪化への対策として、質の悪い貨幣への改鑄が実施されました。それによって、幕府は大幅な差額収入を得ることができましたが、物価の高騰が起りました。詳細は後述しますが、この物価高騰が朝廷財政に悪影響を及ぼすことになりました。

大御所時代の朝幕関係

以上のように、大御所時代の幕政には、いろいろな問題が生じていました。それでは、この時期における朝幕関係が、どのようなものであったのかといえますと、幕府が將軍権威強化のために、天皇・朝廷をより活用しようとしていました。具体的には、先例にない現役將軍である家斉の太政大臣就任や、家斉実父の一橋治済らの官位昇進などが、幕府からの働きかけで行われました。將軍権威強化のために、幕府が朝廷に対して「すりよ」ってくる、そのような関係が生じていた時代と考えられております。

このような幕府の動きに対して、朝廷側は、さまざま「見返り」を幕府に求めました。その結果、修学院御幸や朝覲行幸の再興(経費一万兩は幕府が負担することになっておりました。ただし、この

朝覲行幸は、光格上皇が死去したため、実施はされませんでした)、光格上皇御所の口向定高(詳細は後述します)銀一〇〇貫目増額などが成し遂げられました。さまざまな「見返り」が幕府から天皇・朝廷に与えられていたことが、種々の先行研究によって究明されています。

つまり、大御所時代においては、①幕府が將軍権威強化のために、天皇・朝廷をより活用しようとし、天皇・朝廷に「すりよる」、②それに対して、天皇・朝廷は相応の「見返り」をしたたかに幕府に求め、幕府もそれに応える、そのようにして、とくに「和懇」な朝幕関係が形成されていたということが、すでに明らかになっております。

大御所時代の朝廷財政

さて、つぎに、大御所時代の朝廷財政に関して考えていきたいと思います。前提として、朝廷の各御所の財政がどのようなものであったのかということ、すこしお話ししておきたいと思えます。

朝廷の各御所の収入は当初、料地(禁裏料三万石など。幕府が設定しました)からの収入と將軍家や諸大名家、諸寺社からの献上金品などが基本でした。料地は初期を除いて、幕府代官である京都代官が管理していましたし、財政を中心とした御所の種々の実務を司る部署であった口向は、旗本である付武家を実質的に統括していました。

さて、料地からの収入と諸所からの献上金品だけで不足が生じた際には、しばしば幕府から財政支援が行われました。幕府からの財

政保証や支援なしに、天皇・朝廷は成り立てない、これが江戸時代の天皇・朝廷と幕府との基本的な関係であったといえるかと思いません。ただし、その保証や支援のあり様は、幕府財政の状況によく影響を受けました。幕府財政の状況が悪くなれば、幕府からの保証や支援も厳しくなりがちでした。

大御所時代以前についていえば、幕府財政の悪化などもあり、安永七（一七七八）年度からは、一種の予算制度である定高制が各御所に導入されました。その後、寛政（一七八九～一八〇一）年間に定高制の改正が行われて、これ以後は、禁裏御所の場合は、口向定高銀七四五貫目（料地からの年貢や後述する京都代官預諸渡銀などがその財源でした）と奥定高金八百両、および諸所からの献上金品などが、おもな年間収入となり、その中でのがりくりが求められるようになりました。

さて、以上のようなあり方であった朝廷財政ですが、文政（一八一八～一八三〇）～天保（一八三〇～一八四四）期つまり大御所時代には、支出が急増します。その要因は何かといえますと、まず物価の高騰が挙げられます。前述したように、文政年間から質の悪い貨幣への改鑄が行われ、物価が高騰します。そうすると、定高制は定額でありましたので、朝廷財政は物価の高騰の影響をもろに受けることになりました。大御所時代の幕政の特徴のひとつである貨幣改鑄とそれによる物価の高騰という問題が、朝廷の支出増大を招いたかなり大きな要因であったと考えられるのです。

そのほかの要因を考察しますと、家斉の子どもの吉凶事もそのひとつであったと思われます。前述しましたように、家斉の子ども

らは非常に多くおり、その子どもらに吉凶事があるたびに、朝廷は家斉やその夫人らに贈物をしなければなりません。これも朝廷の支出増大の要因のひとつであったと推測されます。それからもうひとつ。光格天皇には、関係の深い係累が多数存在しました。そうすると、それだけ支出も嵩むことになります。具体的には、病氣平癒の祈祷料や親王宣下の費用などが想定されます。これも支出増大の要因のひとつであったと思われます。

それでは、このような支出急増に幕府がどのように対応したのかといえますと、まず、朝廷において、儉約を実施させました。また、幕府の代官である京都代官が管理していた京都代官預諸渡銀を用いるの補填も行いました。単純に朝廷からの要望に京都代官預諸渡銀を活用して対応することもありましたし、すこし細かい話しになりますが、口向定高の余りの一部を奥に渡して、奥がある程度自由に使えるお金を増やすという従来から存在した制度が、支出急増のため、口向定高に余剰が出にくくなり、機能しなくなると、京都代官預諸渡銀を用いて補填し、奥に渡す金銀を一定程度確保するということも実施しておりました。

さらに、明治時代に江戸幕府の役人であった人物らに対して幕府の役職などに関して質疑を行い、それらを記録した史料である『旧事諮問録』には、つぎのようなことが書かれています。

【史料二】（旧東京帝国大学史談会編『旧事諮問録』青蛙房、二〇〇七年、八〇頁）

なお、たしか文恭院（十一代將軍家斉）様の時代ですが、京都禁裡付を仰せ付かりますと、特に御前召出しということがあり

まして、お人払いの上にて仰せられますには、ほかのことではないが、禁裡御料一カ年の御入用を超えたため、万一主上におかせられて、何か思召しの品が調えがたいというような時には、内々にて奥へ知らせるようにとのお言葉でありました。そして事実禁裡付から何か申して来ると、早速奥にて調べて差上げたものだそうであります。それが水野越前守（庶務部）の例の改革以来、取止めになってしまったのだと申します。

天皇の方で何か不足があった場合は、旗本である禁裏付がそのことを内々に將軍に知らせ、將軍の方で対応するというものです。史料の性格上、事実かどうかは定かではないのですが、非常に大御所時代（の朝幕関係）らしい話とはいえます。

二 大御所時代後、ペリー来航前までの朝幕関係

さて、こういったとくに「和懇」な関係ができていた朝幕関係ですが、天保十一年（一八四〇）年に光格上皇が、同十二年には家斉が死去します。その結果、朝幕関係はどうなったのか、ということが第二章ですとお話しとなります。

朝廷財政

まず、朝廷財政についていいますと、先ほどの『旧事諮問録』の逸話（史料一）でお話ししたことに關しては、家斉死後、天保改革時に「取止め」になったと同史料中に書かれています。また、先述の京都代官預諸渡銀による補填も、弘化三（一八四六）年には中断となっております。この背景には、江戸における度重なる火事な

どを原因とした幕府財政の悪化がありました。

つまり、大御所時代の朝幕関係の特徴＝幕府の「すりより」によるときに「和懇」な関係を表すような制度などが、いずれも途絶しています。これらの点を考慮に入れると、大御所時代の朝幕関係とは違ったそれが光格上皇・家斉の死後、生じていたことが窺われます。

三条実方の認識

この点について、三条実方という公家が、上記のような朝幕関係の変化に不満を洩らしています。三条実方は、嘉永元（一八四八）年から安政四（一八五七）年まで、朝廷の要職である武家伝奏を勤めました。朝廷の執行部の一員であった公家です。優秀な人物との評判があり、安政の大獄で落飾（出家）しております。

三条実方は、武家伝奏として、禁裏付とさまざまな話し合いを行っております。その中のひとつとして、内侍所仮殿の普請があります。この普請がなかなか始まらないことなどについて、実方は、「近來何事も関東遅滞甚令当惑事也、有限御沙汰之義ハ、何卒程々返答有之候様致度事也」（東京大学史料編纂所所蔵「三条実方公記」（以下、「実方」嘉永三年十一月二十日条）と述べています。近來何事も「関東」＝幕府の対応が遅い、はなはだ当惑していると禁裏付に苦情をいっているのです。これに対して禁裏付は、京都町奉行に催促しているが、老中からの返答がないと答えています。この史料から、「近來」以前と「近來」で、朝廷の要望に対する幕府側の対応の速さに違いがあった、少なくとも実方はそのように認識していたことが明

らかになります。

このようなある種の幕府に対する不満が、「実万」には、いくつも書き記されています。具体例を挙げますと、上丁（釈篋）の開催場所などをめぐる朝幕間の交渉の中で、実万は「元来武辺緩怠之義、甚不便、如此事相重ハ於当地甚気味悪敷事也」「近来東武往反事、愆而甚遅緩不便之至也、已後ハ可有勘弁事也」（「実万」嘉永二年八月九日条）と述べています。そのほかにも「予所示、公武之間ヒツタリト参リ難キか之儀」（「実万」嘉永二年閏四月四日条）などとも書き記しております。

すなわち、朝幕関係が、大御所時代のとくに「和懇」なそれとは違ったものになっていることを実万は示唆しています。

実万の認識の背景

それでは、以上のような朝幕関係の変化に対する実万の認識の背景に何があったのかということを考えさせてくれるのが、つぎの【史料二】です。これは禁裏付内藤忠明と実万との内談の内容を表す史料です。

【史料二】（「実万」嘉永二年四月二十八日条）

付武士内藤安房守来（忠明禁裏付、兼及内話度事有之間、可有入来か之旨、所示合也） 於別所内談

予趣意 当時公武往来之儀齟齬之儀無之哉、実ハ近来被仰達事条、難被及沙汰事毎々有之、若哉彼辺何か懸念之筋有之候而如此か、如何之由及内問

房州答、無前条之返事唯所示ハ、於大樹公ハ甚以 禁裏之

御事被尊敬格別之事也、女房奉書頂載之事ナト手厚被恭敬之旨也、先年靈芝献上之事有之、其節被下候女房奉書早速被表莊（マツ）、晴之節ノ懸物ニ相成由、其他献上物ナト自身被取扱、夫ハ御尊敬之事云々、然ルニ中サマニテ、右御趣意通りニ参りかね候、何ト申セハ御入用筋之事ニ相成申候（後略）

この中で実万は、朝廷側の要望がしばしば認められない、朝廷と幕府との間のやり取りになにか「齟齬」が生じているのではないか、幕府は朝廷に懸念でもあるのか、などと禁裏付の内藤忠明に不満を述べています。

これに対して、禁裏付は、將軍は女房奉書を表装して、晴れの日（マツ）の懸け物にしているなどと直接的な返答を避けています。ただし、その一方で、本音のようなものも漏らしています。つまり「御入用筋」すなわち財政の問題があるから、朝廷側の要望に完全に対応することはできないということを示しています。

この財政の問題とは何かとといいますと、この時期、幕府財政にいろいろの問題が生じていたことが従来明らかにされています。弘化（一八四四～四八）年間初期頃に、江戸で大火が頻発しましたし、天保十五年には、江戸城本丸火災なども起きています。このような大火による被害が、幕府財政に重くのしかかっていました。禁裏付の返答の背景には、以上のような幕府財政の問題があったのではないかと考えられます。

三 鷹司政通の権勢と経済力

二月二十日

此花

関白殿

さて、ここで少しお話が変わります。この間の天皇・朝廷、あるいは朝幕関係を考えるうえで、鷹司政通という公家は外せない人物です。そのわりには、さほど研究の蓄積が厚くありません。

鷹司政通とは

この鷹司政通の権勢が窺える史料として著名なのが、つぎの【史料三】です。安政五（一八五八）年二月二十日付で、関白九条尚忠に宛てた孝明天皇宸翰です。

【史料三】 安政五年二月二十日付関白九条尚忠宛孝明天皇宸翰（九条家蔵「宸翰写」『孝明天皇紀 第二巻』一九六七年、七七五頁）

（前略）^{（鷹司政通）} 太閤ト差向応対ニ成候テハ、私中々存念之程一寸モ不被申、万一申候共、中々は迄之工合ニテハ申条不立、自分存念通立ネハ置又生質故、風ト私申条ハ自分不当懐之時ハ、自分存念通りヲ上モ其御思召位被申候テハ、事ノ大間違（中略）私所希ハ、何卒太閤入来之日ヲ御考候テ自然ニ成候様ニテ同日尊公ニモ御入来有之候テ、御兩人同時ニ御逢申候ハ、其辺至極都合宜敷候、左候ハ、太閤ト私応対モ一所ニ御聞取有之候テ、工合之悪敷次第之時ハ御助言被遊下候ハ、誠ニ以忝存候間（中略）

且太閤、尊公へ何様申候共、決而決而御ナツミ無之御応対希入候、何モ荒々、

何が書かれているのかといいますと、太閤（政通）と私（孝明天皇）が一对一で応対することになってしまつては、私（孝明天皇）はなかなかいいこともいえない、太閤が来る日を見計らつて、あなた（九条尚忠）も自然な感じで来てほしい、三人で会うようなかたちなら、都合がよい、太閤と私の話し合いの席にも一緒にいてもらつて、私の方の形勢が悪いときは、脇から「御助言」してくれば、ありがたいなどという内容です。

この史料には、孝明天皇の政通に対する「恐れ」がよく表れています。政通は近世後期から幕末にかけて朝廷内でなく権勢を振るつた人物です。その権勢の源が何であつたのかに関しては、①文政六（一八二三）年から安政三（一八五六）年にわたる三十年以上の関白在職（その後も太閤。江戸時代、摂政・関白は幕府から特別な地位を与えられておりました）、②政通自身の能力の高さ、③祖父輔平・父政熙ともに関白を経験、④「血」、東山天皇の子どもが関院宮直仁親王、その子どもが光格天皇（前述しましたとおり、孝明天皇の祖父です）の実父の典仁親王や政通の祖父の輔平です、⑤経済力などといったことが、よく論ぜられています。

政通という人物を考えると、彼が以上のような権勢をいかにして築いてきたのか、その過程を考察する必要があります。ひとつには、幕府とのさまざまな交渉の中などで、自身の能力の高さを発揮したことなどが重要と考えられております。このほかにも、いろいろな要素があると思いますが、経済面も大事と想定できます。そ

ここで、ここでは、経済面を中心に考究していきます。

鷹司政通の経済力

基本的な収入としては、家領（一五〇〇石）や諸大名家からの「お手伝い」などがあります。江戸時代の公家は、往々にして関係のある大名家から経済的な援助をしてもらっていました。鷹司政通もまた、大名家からの援助を受けておりました。そのほか、「閑白職を持つておれば、また諸方から色々入るもの」（「下橋」）や、政通については、文政十（一八二七）年に米五〇〇俵（在職中↓終身）、弘化四（一八四七）年に金二〇〇両（在職中）が毎年、幕府から支給されていました。

政通には上記のような収入があったことが先行研究ですでに論じられておりますが、それらに加えて、鷹司家（政通）は多額の貸付金を有していました。つまり、金融活動をひろく行っていたと考えられるのです。以下、この点に関して述べていきたいと思います。

東京大学史料編纂所蔵松平乗全関係文書の中に、「官家風聞書」という史料があります。これは嘉永三（一八五〇）年十一月付けのもので、京都町奉行与力・同心が書き記した情報探索書です。その中に政通に関する記述もあります。

【史料四】（嘉永三年十一月付京都町奉行与力下田耕助・砂川健次郎および同心今井小平太「官家風聞書」）

鷹司閑白殿
右生質は随分才氣有之、被行届候方二而、官家一体之御取締
は宜趣二候得共、身勝手之癖有之（中略）亦貸附金も彼是

七百貫目計有之、出入之丁人八幡屋東助・茶染屋五兵衛と申もの世話いたし居、外二平当金^{（マ、手カ）}を以、堂上方之内江貸付有之よし、利合八朱程二相聞申候（後略）

鷹司家が多額の貸付金を運用していたこと、「出入之丁人」茶染屋五兵衛と八幡屋東助が運用実務を担当していたことが書かれています。実際、東京大学法学部法制史資料室所蔵「京阪文書」や京都市歴史資料館架蔵写真版（撮影した史料を印刷してまとめたものです）「高嶋（弥）家文書」には、鷹司家の貸付金に関する証文が多数見られます。つまり、鷹司家は心観院名目金をはじめとした貸付金をひろく展開していたことが、「京阪文書」や「高嶋（弥）家文書」中の各史料から明らかになります。

名目金とは

さて、この名目金とは何かといえますと、幕府からの債権保護があった貸付金です。非常に恩恵的なもので、誰にでも許可されただけではなく、御三家や一部の寺社、公家らといったごく一部のみ許されたものでした。この名目金についてふかく研究している三浦俊明氏は「京都には、門跡寺院やその他の寺社方の名目銀に比べて、相対的に摂家・宮方・堂上方の名目銀が多かったであろう」（「三浦」）と述べていますが、公家の名目金に関してはほとんど研究がありません。そこで、以前鷹司家の名目金である心観院名目金に関して調べたことがあります。

心観院名目金とは

そもそも心観院名目金の「心観院」とは誰かといえますと、閑院宮直仁親王の娘である倫子のことです。倫子と政通の祖父輔平は姉弟です。倫子は宝曆四（一七五四）年に徳川家治（後の第十代將軍）に嫁ぎ、明和八（一七七二）年に病没しております。それで、この心観院名目金とは何かといえますと、心観院病没時に、將軍家との関係から鷹司家に対して与えられた遺金を元手にした名目金です。最初の元手は、金一〇〇〇両とおおきな額ではありませんでした。

さて、名目金の元手に商人らが自己の資金を投入することは、本来は禁じられているのですが、実際には非常によく見られます。これを差加金と呼ぶのですが、その結果、運用規模がおおきくなることが多々あります。資金を投入する商人側からすると、名目金になるので、幕府からの債権保護を受けられます。この心観院名目金に關しても同様で、前述の茶染屋をはじめとした幾人かの商人らが差加金を出していることが、いくつかの史料からわかります。その一方で、差加金を許す側（この場合、鷹司家です）にどのようなメリットがあったかといえますと、対価として「冥加」と呼ばれる金銭を商人側から受け取っております。

このように心観院名目金の運用実務を担い、差加金も出していた茶染屋五兵衛の性格については、つぎのような史料があります。

【史料五】（宮内庁編『明治天皇紀 一』吉川弘文館 一九六八年、嘉永五年十一月十七日条、二九一—三〇頁）

（前略）当時京都に茶染屋五兵衛なる者あり、人呼びて茶五と曰ふ、俸禄に衣食する者の委託を受け、手数料を得て俸券

を売却し、又は之れを抵当として金銭を融通するを業とす、

恰も江戸に於ける札差の如く、凡そ廷臣の慶米を受くる者にして之れに頼らざるもの殆ど之れなきなり（中略）

○信禄御降の御用取記、禁中行事記問附録 ○茶染屋五兵衛の事は、編修官上野竹次郎の皆て遺老に聞く所を参酌して記す。

「遺老」からの聞き取りを参酌したものであることに注意が必要ですが、茶染屋は、いわば札差のような存在であったことが窺えます。札差とは、旗本や御家人に給付される俸禄米の受領や換金、それらを担保とした貸付けなどを行っていた商人のことです。

心観院名目金の貸付先

つぎに、心観院名目金の貸付先について考えます。貸付先は、堂上公家や朝廷の下級官人である地下官人、口向役人、京都町奉行手力など、多様です。全体的にいえば、小口が多いのですが、堂上公家の山井家に対する銀一貫目など、まとまった金額のものもあります。「困窮」する堂上公家らに対する金融として機能した一面が強いのですが、それは別に、この貸付先の中で特徴的なものがいくつかあるので、それらを二点ほど見ていきます。

まず、政通の朝廷運営との関係から貸与されていたと思われるものです。具体的には、朝廷の要職である武家伝奏を多く輩出した広橋家や、非常に有能な公家と評された三条実万らに貸付けがなされています。とくに後者に関しては、実万が武家伝奏になって間もなく貸与が始まっております。おそらくは、こういったみずからの朝廷運営に重要な影響を及ぼしうる公家たちに貸付金を貸与することで、自らの朝廷運営をより円滑に行おうとしたのではないかと思わ

れます。

もうひとつは、縁戚関係と考えられるものです。心観院名目金ではありませんが、鷹司家の「御納戸非常御手当金」から、公家の広幡基豊が低利の貸付けを受けています。基豊室は政親女の孝子で、これは縁戚関係による低利の貸与だと思います。時間の関係で、これ以上くわしくは申し上げられないのですが、心観院名目金に限らず、鷹司家が運用に関与した貸付金から、鷹司家と縁戚関係にあった者らに種々の貸付けが行われていたことが、前述の「京阪文書」などからわかります。

おわりに

最後に、本講演の内容をまとめてみたいと思います。本講演では、最初に申し上げましたとおり、光格期と幕末期との間の天皇・朝廷の存在、あるいは朝幕関係をどのように考えるか、ということをおもな論点としてきました。それらを①光格天皇（上皇）・將軍（大御所）徳川家斉という特徴のある天皇（上皇）・將軍（大御所）が病没した後の朝幕関係はどうなったのかという点、それから、②近世後期から幕末にかけての朝廷で存在感をなした公家である鷹司政通をどのように捉えるべきかという点から考えてきました。

まず、①についていいますと、光格上皇と大御所家斉の病没によって、両者を中心に形成されてきた、とくに「和懇」な朝幕関係が終わるといふ点に最大の特徴があると思います。これは、幕府財政の問題などによるもので、幕府が特段、朝幕関係を悪化させようとしたとか、そういったものではないのですが、結果としては、すく

なくとも朝廷の執行部にいた武家伝奏三条実方は、近来、朝廷の要望に対する幕府の対応が遅い、朝廷の要望がしばしば認められないなどと、幕府の態度の変化に不満をもらしています。

幕末期、三条実方は種々の不満を述べます。もちろん、それは直接には、開国問題など、さまざまな政治状況に対するものなのですが、その前提のひとつとして、この幕末期直前の朝幕関係に対する意識を考える必要があるのではないかと思っております。この時期に蓄積された朝幕関係に対する不満が土台となって、幕末期のような状況に至るのではないかと見通しております。とくに「和懇」な朝幕関係が終わった後に、ペリー来航、条約勅許問題などを迎えるということを考慮に入れば、開国前夜の朝幕関係の変化が、幕末の種々の「政局」に与えた影響の有無をきちんと考える必要があると思っております。幕末史を研究するうえで、当該期の朝幕関係の変化をきちんと理解しておかなければならないというのが、本講演でお話したかった趣旨のひとつです。

つぎに②の点、鷹司政通をどのように捉えるべきかという問題です。これに関しては、まだ研究を始めたばかりで、種々課題は多いのですが、政通は幕末に孝明天皇が「恐れ」を抱くほどの権勢を持った人物です。政通が幕末にそのような権勢を有するようになった、それまでの権勢拡大の過程や要因を総合的に考究するべきと思っております。

もちろん、それは朝幕間の種々の交渉における役割など、多様な側面から検討していかなければなりません。本講演では、そのひとつとして、鷹司家の経済力（名目金・貸付金）について論じまし

た。近世の京都では、鷹司家の名目金・貸付金がひろく展開してりました。貸付先は、現在明らかになっている対象としては、堂上公家や口向役人、地下官人らが挙げられますが、その中には、武家伝奏を多く輩出する広橋家や有能な公家と評される武家伝奏三条実万なども含まれていました。政通の朝廷運営に大きな影響を及ぼしうるような存在にもこういった貸付けがなされていたのであり、その意味で、政通の権勢を支えた（拡大させた）名目金・貸付金などといった視点が必要と考えております。

その一方で、ほかの公家にとつて、これらの貸付けがいかなる意味を持ったのかということを考えますと、これらの貸付けによって助かった者がいた一方で、貸付けを受けられなかった者、あるいは受けられたとしても返済に苦しんだ者も当然いたと推測されます。そういった公家らが鷹司家あるいは鷹司政通の経済力をどのように見ていたのかという点は、公家たちの政通に対する意識などを考えるうえで重要ではないかと思っております。

幕末期に公家が鷹司政通に対して、いろいろな不満をもち出すということは従来から明らかになっていることです。政通は基本的には開国論を取りますので、いま申し上げたような公家の不満は直接には、そのような政通の政治的態度や政治方針などに関するものですが、その一方で、①と同じく展望を述べるのであれば、政通（鷹司家）の金融活動などを含めた経済力を考慮する必要があるのではないかと考えます。政通（鷹司家）の経済力に対して、ほかの公家が不満や羨望などの感情を抱くことがあったのではないかと。そして、それが幕末期の政通に対する公家の不満の前提にあった可能性はな

いだろうか。そのような公家の意識や感情がさまざまな幕末の「政局」に与えた影響を今後考究していくべきではないかということが、本講演のもうひとつの趣旨です。

【おもな参考文献】

- 荒木裕行「京都町奉行所における朝廷風聞調査について」松澤克行（研究代表者）『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一三—五 近世の摂家・武家伝奏日記の蒐集・統合化と史料学的研究』二〇一四年
- 家近良樹『幕末の朝廷』中央公論新社、二〇〇七年
- 井上勝生『日本の歴史十八 開国と幕末変革』講談社、二〇〇二年
- 奥野高廣『皇室御経済史の研究 後篇』中央公論社、一九四四年
- 金炯辰「近世後期の朝廷運営と再興理念」『歴史学研究』一〇〇四、二〇二一年
- 佐藤雄介「近世後期の公家社会と金融」『日本史研究』六七九、二〇一九年
- 同「嘉永期の朝幕関係」藤田寛編『幕藩制国家の政治構造』吉川弘文館、二〇一六年
- 同「近世の朝廷財政と江戸幕府」東京大学出版会、二〇一六年
- 下橋敬長述・羽倉敬尚註『幕末の宮廷』平凡社、一九七九年
- 高椋利彦「近世の朝廷と宗教」吉川弘文館、二〇一四年
- 田中暁龍「近世の天皇・朝廷研究の到達点と課題」『歴史評論』七七一、二〇一四年
- 長坂良宏『近世の摂家と朝幕関係』吉川弘文館、二〇一八年

藤田覚『光格天皇』ミネルヴァ書房、二〇一八年

同『天皇の歴史六 江戸時代の天皇』講談社、二〇一一年、のち講

談社学術文庫、二〇一八年

同「近代の胎動」同編『日本の時代史一七 近代の胎動』吉川弘文

館、二〇〇三年

同『天保の改革』吉川弘文館、一九八九年

三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究』吉川弘文館、一九八三年

村和明『近世の朝廷制度と朝幕関係』東京大学出版会、二〇一三年

同「東京大学所蔵の近世朝幕関係史料について」『東京大学日本史

学研究室紀要』一一、二〇〇七年

横山伊徳『日本近世の歴史五 開国前夜の世界』吉川弘文館、

二〇一二年

本講演は、JSPS 科研費 J20K13181 の助成を受けたものである。